

佐倉市の学校給食について

佐倉市では、全ての小・中学校に給食施設を設け、自校方式による学校給食を実施しています。献立は、各学校の栄養教諭または学校栄養職員が作成しています。食事の内容は、文部科学省で定めている学校給食の実施基準に基づいています。児童・生徒の健康の保持増進が図られるように、バランスの良い給食を提供しています。また、各学校が、食材として生産者の顔が見える地元農産物も取り入れて、安全でおいしい給食づくりに心がけており、献立を生きた教材として活用し、食育の推進に取り組んでいます。

佐倉市の学校給食の概要についてお知らせします。
市民の皆様には、学校給食へのご理解をお願いいたします。
詳しくは、以下のとおりです。

Q1 学校給食に係る、年間運営経費（平成 25 年度）

Q2 保護者の皆様から徴収している給食費の総額（平成 25 年度）

Q3 学校給食に係る児童生徒の一食あたりの経費（平成 25 年度）

Q4 学校給食の果たす役割

Q5 学校給食の地産地消への取り組み

Q6 学校給食の摂取基準

Q7 学校給食費の未納額や未納状況について



Q1 平成25年度の学校給食に係る、年間運営経費は、どのくらいですか。

A およそ**8億6千万円**となっています。

市が負担している小・中学校給食の運営費

・ 支出経費 **854,002千円**

(内訳)

民間調理委託費（市内全小・中学校：34校）	586,973千円
光熱費	49,196千円
その他（人件費、備品、消耗品、修繕費等）	217,833千円

Q2 保護者からの給食費として、徴収している総額は、どのくらいですか。

A 年間の給食費総額は、およそ**7億円**です。

保護者の皆様から徴収している給食費について

- ・ 徴収している給食費の総額は、**698,739千円**です。
すべてを、給食で食べるごはんやパン、牛乳、おかずなど食材を購入する費用に充てています。
- ・ 保護者が負担する1ヶ月あたりの給食費は、
小学校（平均4,600円）
中学校（5,700円）
です。

Q3 学校給食に係る児童生徒の一食あたりの経費は、どのくらいですか。

A 児童生徒の一食あたり経費は、**645円**です。

・ 児童生徒の一食あたり **645円**

(内訳)

食材料費(給食費)の一食単価 **293円(保護者の負担)**

市の給食一食分の運営単価 **352円(市の負担)**

市は、給食一食分の**約55%**を負担しています。

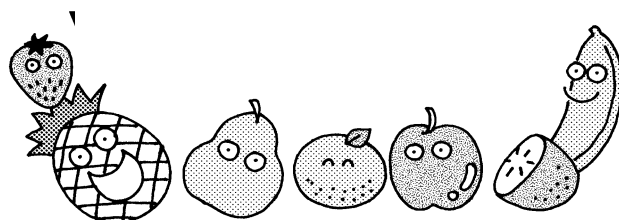
・ 市民一人あたり**約13.8食分**の給食を負担していただいています。

市が負担している運営費(**854,002千円**)を、市の人口

(175,575人、H26年3月末)で割ると、約4,864円となります。この額は、**約13.8食分**の給食費を市民(一人あたり)の皆様にご負担して頂いていることとなります。

佐倉市の学校数及び児童生徒数(平成25年5月1日現在)

	学校数	児童生徒数	年間平均給食回数
小学校	23校	8,755人	187回
中学校	11校	4,286人	184回



Q4 学校給食は、今どのような役割を果たしているのですか。

A

学校給食は、昭和 29 年に児童及び生徒の心身の健全な発達、国民の食生活の改善に資する目的で「学校給食法」が制定されましたことにより本格的に始まりました。

終戦直後の子どもたちに栄養補給することにより、戦後日本の経済復興のために大きな役割を果たしました。

しかし、近年、ライフスタイルの多様化により、食生活は大きく変化し、偏った栄養摂取や食生活の乱れによる肥満や過度の痩身、「食」の安全に対する信頼の揺らぎや日本の食文化の継承の危機など様々な問題が生じています。

このため、国民が健全な食生活を実現していくため平成 17 年に食育基本法が制定されました。具体的な推進方策として策定した「食育基本計画」では、学校において食に関する指導の充実、食育の「生きた教材」となる学校給食の充実等を掲げています。

食育基本法を受けて、平成 21 年には学校給食法が、食育の観点から学校給食の目的及び目標等が改正され、法律の目的に「学校における食育の推進」が明確に位置づけられました。

学校給食の役割

- * 栄養バランスのとれた豊かな学校給食
- * 望ましい食習慣を形成する学校給食
- * 人間関係を豊かにする学校給食
- * 多様な教育効果のある学校給食



Q5 学校給食では、地産地消をどのように進めていますか。

A

市内全校が、積極的に佐倉市の地場産物を学校給食に取り入れています。主食のごはんは、佐倉産コシヒカリ米を全校が使用しています。その他の農産物（人参・じゃがいも・きゅうり・大和芋・トマトなど）は、年間約35品目使用しています。

また、生産者の顔が見える安全・安心な食材を、地場産物だより（教室等掲示用）で紹介し、生産者の願いを子どもたちに伝えています。地場産物を活用することは、地域を知る良い機会となり、生産者や食べ物へ感謝の気持ちを育み、教育的な効果をあげています。

各学校では、佐倉市教育の日（11月16日）を中心に「佐倉城下町400年記念お殿様献立」、また、全国学校給食週間（1月24日～30日）では「佐倉うまいもの自慢学校給食週間」として、地場産物を使い特色ある献立を作成し、給食を実施しています。

Q6 学校給食の摂取基準は、どのようになっていますか。

A

学校給食では、児童生徒の心身の健全な発達のために、文部科学省より示された「児童又は生徒の一人1回あたりの学校給食摂取基準」に基づき、食事内容の充実を図っています。

学校給食の摂取基準（児童又は生徒の1人1回あたり）

区 分	基 準 値			
	小 学 校			中 学 校
	児童(低学年) 6～7 歳	児童(中学年) 8～9 歳	児童(高学年) 10～11 歳	生徒 12～14 歳
エネルギー(kcal)	530	640	750	820
たんぱく質(g)	20	24	28	30
範囲※ ¹	16～26	18～32	22～38	25～40
脂質(%)	学校給食による摂取エネルギー全体の25%～30%			
ナトリウム(食塩相当量)(g)	2 未満	2.5 未満	2.5 未満	3 未満
カルシウム(mg)	300	350	400	450
鉄(mg)	2	3	4	4
ビタミンA(μgRE)	150	170	200	300
ビタミンB ₁ (mg)	0.3	0.4	0.5	0.5
ビタミンB ₂ (mg)	0.4	0.4	0.5	0.6
ビタミンC(mg)	20	20	25	35
食物繊維(g)	4	5	6	6.5

※「平成25年文部科学省告示第10号」

学校給食法第8条第1項の規定に基づく、学校給食実施基準（平成21年文部科学省告示第61号）の一部改正・・・別表（第4条関係）

(注) 1 表に掲げるもののほか、次に掲げるものについてもそれぞれ示した摂取について配慮すること。

マグネシウム…児童(6～7歳)70mg、児童(8～9歳)80mg、児童(10～11歳)110mg、
生徒(12～14歳)140mg

亜鉛…児童(6～7歳)2mg、児童(8～9歳)2mg、児童(10～11歳)3mg、
生徒(12～14歳)3mg

2 この摂取基準は、全国的な平均値を示したものであるから、適用に当たっては、個々の健康及び生活活動等の実態並びに地域の実情等に十分配慮し、弾力的に運用すること。

※1 範囲…示した値の内に納めることが望ましい範囲

Q7 学校給食費の未納額や未納状況はどのようになっていますか。

A

佐倉市では、学校給食について全校自校方式による給食を実施し、校長が保護者の皆様から給食費を徴収するシステムとなっています。

市は、給食の時間を、食に関する指導や豊かな人間関係をつくる場として、児童生徒の健全な発達のために、栄養バランスのとれた安全で安心なおいしい学校給食を提供しています。

また、学校給食の費用につきましては、食材費のみを学校給食費として保護者の皆様にご負担いただき、施設・設備費、光熱水費、人件費などの経費は市が負担し、すべての児童生徒に学校給食を提供しています。

学校給食費については、一部で未納という状況が発生しており、各学校では、給食費未納の保護者に対して納入を重ねてお願いするなど回収に向けた努力をしていますが、その対応が学校への負担ともなっています。

また、給食費未納は、食材料の購入に影響を与えるだけでなく、保護者間の負担の不公平感という観点からも、市としては解消しなければならない大きな課題と考えております。

給食費未納額は、各学校の取組みにより、平成25年度以前のは減少しております。

今後とも各小中学校では、給食費未納対策の一つとして、校長を中心に文書、直接面談、家庭訪問など督促を継続して行い、減額に努めてまいります。

【学校給食費の未納状況】

市内公立小中学校における学校給食費未納状況(平成26年3月末調査結果)

年 度	未納金額	未納児童生徒数	未納率(金額)
21年度	192万円	52人	約0.3%
22年度	144万円	35人	約0.2%
23年度	154万円	53人	約0.2%
24年度	156万円	53人	約0.2%
25年度	360万円	123人	約0.5%

※平成18年11月に初めて実施された文部科学省の「全国小中学校の給食費の徴収状況調査(平成17年度調査)」の集計結果では、給食を提供している全国の小中学校の、平成17年度給食費の未納額は計22億2,963万円に上がることがわかりました。

また、未納者総数は、全体の児童生徒数の1%にあたる9万8,993人でした。

回答した学校の60%が「保護者の責任感や規範意識」の欠如が主な未納の原因と認識しており、また、「保護者の経済的な問題」を原因に挙げた学校も33.1%でした。

千葉県内の市町村の未納額は、約1億5,739万円で、未納者総数は県内の児童生徒数の1.4%にあたる6,979人でした。

平成25年度の佐倉市の未納額は、約360万円で、未納率は給食費総額に対して約0.5%、未納者総数は平成26年3月末の市内児童生徒総数13,067人の約0.9%にあたる123人でした。